

労働の価値とベーシックインカム —— 支えあう社会であるために ——

The value of labor and basic income

: To create a supporting society

薄木 公平

Kohei Usuki

はじめに

2020 年、世界的大流行となった新型コロナウイルス（以下、「COVID-19」という。）感染症問題では、世界各国の連携の下、その終息に向けて様々な取り組みが行われている。わが国でも政府、専門機関、全国民の協力の下、感染拡大防止策が行われている。今回の COVID-19 感染拡大防止策で最もインパクトのあった政策の一つとして、緊急事態宣言があげられるであろう。国民の自主的な協力の下、経済活動を最低限に留め、感染拡大防止を図った。結果として、上半期の景気動向は、日銀短観速報値に基づくリーマンショック以上の景気低迷が報告された。また、いわゆるコロナ関連倒産が帝国データバンク調べで 495 件になった。2019 年 10 月の消費増税と合わせて、経済活動の萎縮が大きくなっている。この経済活動の萎縮で最も影響を受けるのが一般労働者である。また、医療従事者や COVID-19 罹患者等への偏見等については、地方自治体が条例を制定するなどの対策を取らざるを得ない事態になっている。COVID-19 の感染拡大を通じて、貧困や孤独、不安に苦しんでいる国民が浮き彫りになった。

このような問題が発生する以前から、特に 2000 年代に入り、貧困、雇用、障害等の問題の解消は、社会連帯という名のもとに、国民一人一人が協働して取り組むべき課題であるということが認識されだした。政府や地方自治体では、地域創生という名のもとに社会連帯取り組んできた。しかし、それらの施策に取り組んでいるさなかでの今回の COVID-19 の発生である。今までの取り組みが、COVID-19 で表面化した社会分断の芽をカバーできていない現状があり、また、現在の社会保障政策ではこれらの

問題をカバーしきれていないということも判明した。

以上のことをふまえて本論では、COVID-19をきっかけとし、「ベーシック」つまり、「国民みんなが普通に暮らせる社会」そして「支えあう社会」とは一体どういうことなのかということを検討していきたい。

労働の形と労働の価値の変化

COVID-19をきっかけとした社会変化の一つにUber eatsをはじめとした宅配等の外注の活性化があげられる。ある意味でUberは自由度の高い働き方ができる仕事を数多く創出した。さらに飲食店の販路拡大という点で、Win-Winの関係ができ、時代にマッチしているようである。目線を変えてみよう、20年ほど前から企業は、自社の「主軸的能力」とは関係ない職務を外注するようになった。給与計算、社内食堂運営、社内清掃、出張手配、法務、人事等で、採用そのものを大幅に減らして、コンビニエンスストアのように、フランチャイズ型に切り替える例もある。なぜならそのほうが企業自身の責任は小さくなるし、利益は増えるし、金融街から高く評価されるからである。ここから導き出されるのは、企業の基幹事業を裏方として支えてきた“その企業の中心的社員ではない人々”の多くが、福利厚生のある安定した雇用を失うという意味に置き換えることができる。その企業に勤めていれば、主軸の社員も裏方の社員も全員に安定した給与、年金や有給休暇があった。しかし、Uberを含め裏方の仕事を外注されてくると、その分野に関わる労働者は、“大企業の社員”ではなく、あくまで下請けとして従事することになり、臨時雇用、契約社員、フリーランス、派遣社員といった「非正規労働」が増えるようになる。Annie Lowreyは、著書の「みんなにお金を配ったら:ベーシックインカムは世界でどう議論されているか?」で、非正規労働者について連邦政府の統計を用いて「一般的な雇用契約にある労働者と比べて、クビになりやすい。稼ぎは時給で比べると11%少なく、年収で比べれば50%も少ない。貧困化する可能性が高く、結果的に公的扶助に頼って暮らしている場合が多い。これはつまり、企業が彼らに手厚く払わないぶんを、納税者が肩代わりしているという意味だ」¹⁾と指摘している。

雇用の形が、業務委託型になると企業は、たいていの場合、運転手や配達スタッフなどの裏方の社員を雇用せず、契約業者とみなして、労働をサービス単位で買う形になる。この場合、委託元の企業は最低賃金の規則を守る必要がない。給料から天引きで雇用保険や社会保障に加入させる必要もない。フルタイムで働いていても、健康診断をはじめとした福利厚生を提供する義務もない。企業負担は大幅に削減される。非正規労働者の場合は、最低限の賃金と最低限の社会保障で企業負担を低く抑え、利益

の確保につなげることができる。

以上から導き出されるのは、労働の形と価値の 2 極化である。より踏み込むと分断化であり、既存の社会保障制度からの排除を促していることになる。

前者は、働き改革という点で新しい形の労働を生み出しているが、それは一方では雇用の創出ではなく雇用の不安定さを生んでいることになり、所得の不安定さと社会不安を生み出すことにつながっている。後者は、主軸でも裏方でも、その企業等の組織に所属して働くことによって得られる帰属意識や労働の達成感の希薄化を生み、労働者としての扱いではなく、使用者からサービスの提供者としての扱いになり、サービスの質や結果のみに目がいき、労働者としての地位の不安定さを招き、労働そのものに対する価値の低下を生み出すことになる。

行動経済学の視点からも確認する。伝統的な経済学では、自分自身の物的・金銭的利得だけを選好する利己的な個人が想定されることが多かった。これに対し、行動経済学では、自分自身の物的・金銭的利得に加えて、他者の物的・金銭的利得への関心を示す選好を人々がもつと想定されている。このような選好は社会的選好という。また、他人が自分に対して親切な行動をしてくれた場合に、それを返すという選好のことを互惠性という。恩恵を与えてくれた人に対して、直接、恩を返す場合は、直接互惠性と呼び、別の人に恩を返すことで間接的に恩を返すことを間接互惠性と呼ぶ。多くの人は、このような互惠性をもっている。例えば、企業が従業員に対して、世間相場よりも高めの賃金を支払うと、従業員は、経営者から贈与をもらったと感じ、その分、熱心に働くようになるという考え方も経済学では知られている。医療従事者が通常の職務以上に患者に対して親身になっていると患者が認識すれば、医療従事者の期待に応えたいと患者は健康行動に積極的になる可能性がある。このように行動経済学において示されるものというのは、まさに前述した部分に直結していることが読み取れ、裏を返すと自身がその企業や社会等からの期待や恩恵を受けている等、実感がわかないと、人は、労働をはじめとしたその生存に対しての価値を見出すことができなると読み取れる。「主軸」「裏方」との間の精神的利益格差を抑制していくことが COVID-19 を通して再認識される事態になった今、この 2 極化により、労働による所得保障が不安定になり、労働そのものへの価値の不安定さをも浮かび上がらせことになった。それは、時代の要請かもしれないが、所得保障と労働の価値というのが表裏一体であったことを行動経済学の視点からも認識することができる。

我が国の社会保障制度の課題

視点を変えてみよう。日本をはじめとした現代社会の社会保障政策の基本となる福

祉国家の考え方は、1942年イギリスのベヴァリッジ委員会が報告した「社会保険および関連サービス」(以下、「ベヴァリッジ報告」という。)を基礎としている。ベヴァリッジ報告は、「社会保障の前提となるのは完全雇用である。突発的な失業や病気は、事故であり、そのリスクは社会保険が対応し、社会保険では対応できない部分は一時的に、公的扶助により対応する」²⁾としている。我が国の社会保障政策もこのベヴァリッジ報告に基づき1950年、社会保障制度審議会が「社会保障制度に関する勧告」を発表。現在の社会保障政策の基礎作りを行った。この勧告では、「社会保障制度とは、疾病、負傷、分娩、廃疾、死亡、老齢、失業、多子その他困窮の原因に対し、保険的方法または直接の公の負担において経済的保障の途を講じ、生活困窮に陥った者に対しては国家扶助によって最低限度の生活を保障するとともに、公衆衛生および社会福祉の向上を図り、もって、すべての国民が文化的社会の成員たるに値する生活を営むことができるようにすることをいう」³⁾としている。

さらに、我が国は、歴史家の安丸良夫が、勤労、儉約といった思想を「通俗道德」とまとめながら、次のように指摘している「こうした通俗道德には、たくさんの人々の真摯な自己鍛錬の努力がこめられていたこと、こうした自己鍛錬によってある程度の経済的社会的地位を確保しようということが、この通俗道德に容易に反駁しえない正当性をあたえていた。道徳的な優者が経済的社会的優者でもあるという表象がつくられた」⁴⁾。この安丸の指摘した通俗道德は、日本国憲法(以下「憲法」という)第27条に「勤労の義務」として反映され、「国民としてかくあるべし」という「人格性」が刻みこまれている。「勤労の義務」と憲法25条に定める「生存権」との関係であるが、生存権は基本的人権の重要な柱のひとつであり、すべての国民のもつ普遍的な権利である。そして、この生存権の理念を果たすために、前述したベヴァリッジ報告とそれに基づく「社会保障制度に関する勧告」において、「勤労の義務」＝「生存権」という形に落とし込んでいった。ここに当時の日本人の価値観がすけて見える。つまり、「働かざる者食うべからず」という考えかたによるものだと読み取れる。

さて、「働かざる者食うべからず」といったとき、「働かざる者＝富裕層」と考えることができる国民はどれほどいるだろう。ここでいう「働かざる者」は、おそらくは怠惰な人、仕事をサボっている人、生活保護の不正利用者等をイメージする人が多いのではないだろうか。彼らはけっして富裕層ではない。わが国では、勤労しない「金持ち」や「怠ける者」を強制労働に追いやりようとはしない。だが、生存を保障してほしければ勤労すべきだという議論は違和感なく行われていた。そして、その議論の中で想定される「働かざる者」とは、弱者を指していると考えられる。

日本の社会保障制度の前提として、この勤労と生存の一体性が、現在も制度の根幹を担っており、通俗道德の意識も相まって、どんな形であれ生活困窮者等の貧困への

支援は就労の自立というものしかできていない。しかし、その自立という点については、労働の形と労働の価値の 2 極化により、結果として、社会保障制度からの排除を促していくことになり、生活困窮のスパイラルから抜け出せない形になっている。例えば、2019 年 10 月より年金生活者支援給付金制度の創設、高年齢雇用継続給付、育児・介護休業給付の上限額も引き上げられているが、これらは、社会保険料と消費増税により賄われ、結果として「勤労＝生存」の枠の中で行われており、対象選別が行われる制度である。根本的に 2 極化を改善するか抜本的な社会保障制度の見直しを行うことが必要な時期に来ている。

具体的な視点で考えてみたい。まず、ひとり親世帯についてである。日本のひとり親世帯、とりわけ母子世帯の就労率は先進国で第 3 位である。だが、両親と子どものいる世帯とくらべると母子世帯の母親の平均年収は、その約 5 割でしかなく、相対的貧困率は OECD 加盟国のなかで一番高い。理由は、ひとり親世帯の約 9 割を占める日本の母子世帯では、生活保護で得られる収入よりも、母親の労働で得られる収入の方が少ないからである。非正規社員における母子世帯の就労収入は 200 万円未満が全体の 86% を占めている。

次に、高齢者についてである。65 歳以上の高齢者の就業率のデータからは、多くの日本の高齢者が老後も働きつづけている現状がわかる。もちろん生涯学習や社会貢献、ライフスタイルの活性化等の延長で所得を得る。歳をとっても働きたいというのであれば、問題はない。高齢者になってもいきいきと働ける社会は、全世代型社会保障の目指すひとつの理想的な姿である。しかし、働く理由として、「生活費を得たい」「生活の糧を得る」と回答する人が圧倒的に多い状況を見ていると、高齢者の多くは就労に追い込まれていると見るほうが実態にちかい。

働いて貧しくなるのであれば、どうして生活保護を利用しないのだろう。ここに通俗道徳と「勤労＝生存」が重くのしかかっている可能性を見いだせる。生活保護によって刻みこまれる社会的なスティグマをおそれているのかもしれない。勤労をせずにだれかに頼ることは、この国では「恥ずかしいこと」と受け取られている。

山森（2009）は、日本の生活保護制度における生活保護の捕捉率が経済学等の推計によれば、20%と欧米諸国の 60%程度と比べて非常に低いと指摘し、駒村（2010）は、全国消費実態調査から、同じく、生活保護の捕捉率が 40%程度であると推定し、現在ある所得保障制度を何らかの形で転換していく必要があると提言をしている。

勤労と儉約、通俗道徳等を否定はしない。だが、それが社会的な価値のひとつにはおさまらず、人間を就労に追いこむための脅迫的な観念として作用しているとすれば、それは労働の価値を下げ、生存の価値までも下げることになりかねない。現在の社会保障政策は、以上の点からも「勤労＝生存」という形や考え方を見直していく時期に

きているのではないだろうか。

国民の統合のためのベーシックインカム

本論の出発点は、COVID-19 をきっかけとし、「ベーシック」つまり、「国民みんなが普通に暮らせる社会」であるということとは一体どういうことなのかということである。この普通の暮らしというもののために一定の所得が必要であり、その所得を得るすべての中心となるのが労働であるという点を述べてきた。

しかし、「労働＝生存」の価値が昨今の経済状況と社会情勢で低下していること、この「労働＝生存」の関係性は、所得を得るということだけではなく、労働の 2 極化を通じて社会が分断されようとしているということを指摘した。どのような仕事をしているのかはもちろんのこと、倒産や雇止め等で適切な所得が得られず相対的貧困に陥る人々もいる。今、社会は COVID-19 による分断が顕著に表れてきている。

憲法 25 条に定める生存権、国民が生存するということは、国民に与えられた権利であり、その生存に対して国家は、その責任によって保障する必要がある。さらにその生存というのは、ただ生存するだけではなく、憲法 25 条に定められた「健康で文化的な最低限度の生活」でなければならない。これは、すべての国民が対象であるため、分断などが発生するわけがなく、国民の統合を目的としていくための条文であると捉えることができる。この統合のために各種の社会保障制度があるからこそ、国民は安心して、社会における生活基盤を築くことができるのである。今回の COVID-19 は、前述したとおり、「労働＝生存」という面に対して課題を課した。この状況下で貧困線以下の生活になり生活保護や生活困窮者自立支援法の支援を受けることになっても、通俗道徳のある日本社会においては、生活保護受給者等のスティグマが強く表れる。このような時代であるからこそ安心安全な生活というのは、人として享受することが当然のものであり、究極に国家というのは、これを達成させることが求められている。

その中で、今回、国は、特別定額給付金を通して国民一人あたりに 10 万円を支給した。この内容や方法については議論があるところだが、この方式がまさに「ベーシックインカムの」な施策として評価できる。財政的な視点は、今回除外して、仮に 12 か月、毎月 10 万円の給付があったとしよう。感情的に国民の安心度は大きく向上するだろう。

ベーシックインカムは、富裕層だから給付しなくてよいとか、貧困層だから給付してあげているという選別性をなくす点が、悪者探しに代表される社会的な内部対立を抑止できるという長所になる。今回の給付政策は、ベーシックインカムを導入する社会実験として大きな意味を持った。

ベーシックインカムの基本理念を振り返る。ベーシックインカム世界ネットワーク(以下「BIEN」という)は、「ベーシックインカムとはすべての人に、個人単位で、資力調査や労働要件を課さずに無条件で定期的に給付されるお金である。すなわち、ベーシックインカムには以下の 5 つの特徴がある。1. 定期的一回限りで一括でという形ではなく、定期的に支払われる。2. 給付を受けた人がそれを何に使うかを決められるように、適切な交換手段で支払われる。したがって食料やサービスなどのような現物での給付ではないし、使用目的が定められたバウチャーでの給付でもない。3. 個人単位で支払われる。4. 資力調査なしに、すべての人に支払われる。5. 働くことや、働く意思を表示することを要件とはせず支払われる」⁵⁾と定義している。

ベーシックインカムは「個人が生活していくのに必要な収入」であるという理解をすることもあるが、定義の中にはそうした額についての記述はない。

ベーシックインカムについては、しばしば「完全ベーシックインカム」と「部分ベーシックインカム」という区別がなされる。これは制度としてのベーシックインカムとしては、その水準を満たす「完全な」ものも、満たさない「部分的な」ものも、その両方をベーシックインカムとして考える立場だと整理するからである。前述した「ベーシックインカムの」な施策というのは、後者に分類される。

COVID-19 は、私たちの社会生活をはじめ、社会というものを捉えなおす機会となった。憲法 13 条が幸福追求権を保障している以上、国民の協力は求められても強制はできない。国民の連帯を求めるときに、「労働＝生存」を否定する形で協力を求めてしまうと、その連帯を生存のために破った人々を「協力的でない」というレッテルを張り社会的制裁を私刑的に与えてしまうという分断が起こることになる。であるならば、今回の社会実験であるベーシックインカムの施策を通じて、緊急事態時や災害時において、国民生活を守るために「生存」という部分を最優先としていくためにもベーシックインカムの施策を恒久的に立法化していくことが、国民統合のための象徴施策となり、憲法の要請する生存権と幸福追求権を達成していくことになると考える。

結論

最後に考えたいことがある。「そもそも生存することに条件は必要なのだろうか」である。今まで述べてきたことを含め、これらの議論をすると必ずと言っていいほど労働意欲減退の可能性を指摘される。通俗道徳等の観点からも国民の意識の中でまだ乗り越え難い問題があるだろう。しかし、今回のような社会全体を巻き込んだ感染症対策や昨今の各地で起こる災害発生時に「臨時的」ベーシックインカムを導入するとい

うことであれば、労働意欲の減退や通俗道德等の国民意識に対しても限定的にアプローチをすることができ、段階的にベーシックインカムを構想し導入していくことができる。

ベーシックインカムの制度は、前段でも述べた通り部分的なベーシックインカムの範疇に入る。限定的または時限的措置としてベーシックインカムの施策を継続的にを行い、恒久的な政策への昇華させていく。例えば、児童手当等の児童給付の拡充や所得制限の撤廃、老齢基礎年金の完全租税化、社会への何らかの貢献を条件として給付される参加所得、給付つき税額控除と呼ばれる仕組み等、現在ある施策をいったん見直すことで、ベーシックインカムの制度は今の社会保障政策内においても行うことが可能である。今述べた内容は、従前から提唱されている内容である。それが、実現しない理由としては「労働＝生存」と通俗道德であろう。繰り返しになるがそれを否定したいわけではない。COVID-19 を通して、所得保障というのは何のためにあるのか「労働＝生存」の価値というのはいったい何なのかを見直していくことができる機会が与えられたと見るほうが良い。議論は尽きないが、その議論をしていくための下地は現代社会において醸成されている。様々な議論の中で、まずもって「生存する」ということは何なのか。憲法 25 条で定められる「健康で文化的な最低限度の生活」とは何か。そのために取るべき国の施策は何か。ということ国民全体が見直していくことができるのではないだろうか。

ベーシックインカムを単純に「日々の生活の糧」という捉え方をするのではなく、それを得ることで、新しい労働の形と価値を生み出していけばよいのではないだろうか。「労働＝所得＝生存」ではなく「労働＝？＝生存」という形である。この「？」は無限である。憲法 13 条に示す幸福追求権というのはまさにこの「？」の部分を示すものである。ベーシックインカムを段階的に導入していくことで、生み出される国民一人一人の「？」、それが所得保障と労働の価値の本質であろう。そして、その結果が、ソーシャルインクルージョンとして、新しい支えあう社会となっていくのではないか。まさに COVID-19 から提唱された新しい生活様式というのは、社会を構成する全ての人々がよりよく生きられる社会のあり方を考えるということである。そのためのひとつの大きな手段として、ベーシックインカムを段階的に現実的な政策として取り組んでいく時期にきているのではないだろうか。

引用文献

- 1) Annie Lowrey(2019).みんなにお金を配ったら:ベーシックインカムは世界でどう議論されているか?(P46)(上原裕美子,訳).みすず書房.(Annie Lowrey(2019).*GIVE*

PEOPLE MONEY How a Universal Basic Income Would End Poverty, Revolutionize Work, and Remake the World.)

- 2) イギリス社会保険および関連サービスに関する検討を行うべき委員会編. (1969).
ベヴァリッジ報告 社会保険および関連サービス(PP5-6).(山田雄三監訳). 至誠堂.
(William Henry Beveridge(1969). *Social Insurance and Allied Services.*)
- 3) 岩村正彦. 菊池馨実. 嵩さやか.(2007). 目で見える社会保障法教材〔第4版〕. (P4). 有斐閣.
- 4) 安丸良夫.(1999). 日本の近代化と民衆思想(P36). 平凡社.
- 5) エノ・シュミット. 山森 亮. 堅田香緒里. 山口 純.(2018). お金のために働く必要がなくなったら何をしますか？(P77-78). 光文社.

参考文献

- 駒村康平.(2010). 貧困社会への処方箋：新たなセーフティネットの構築. 厚生労働省社会保障審議会資料.
- 厚生労働省.(2017). 平成 28 年度全国ひとり親世帯等調査.
- 内閣府. 平成 25 年度高齢期に向けた「備え」に関する意識調査.
- 大竹文雄.(2019). 行動経済学の使い方. 岩波書店
- 労働政策研究・研修機構.(2012). 高年齢者の継続雇用等、就業実態に関する調査.
- 帝国データバンク.(2020). 新型コロナウイルス関連倒産. 帝国データバンク報道発表.
(<https://www.tdb.co.jp/tosan/covid19/index.html>) (2020 年 9 月 8 日 8 時 52 分)
- 山森 亮.(2009). ベーシックインカム入門：無条件給付の基本所得を考える. 光文社.

